

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年11月8日

金曜日

第5300号

目次

公 告	
○土地改良区の役員の時退任	1
収用委員会公告	
○裁決手続開始の決定	2

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の時退任

愛本新用水土地改良区の役員であった次の者が令和6年10月10日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年11月8日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

理 事 平 澤 優

下新川郡入善町舟見1082番地

土地改良区の役員の時就任

福岡町土地改良区の役員であった次の者が令和6年10月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年11月8日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

理 事 山 崎 保

高岡市福岡町五位1230番地

裁決手続開始の決定

土地収用法第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和6年11月8日

富山県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積 (m ²)		収用しようとする土地 (m ²)	使用しようとする土地 (m ²)	備考
		公簿	現況	公簿	実測			
富山県南砺市利賀村岩瀨字久保平	713番の一部	田	原野	304	304.75	295.26	-	土地を収用又は使用する部分の区域は、別添図面表示のとおり(別添図面省略)
	730番	畑	原野	179	179.96	179.96	-	
富山県南砺市利賀村岩瀨字見田地	8番1	山林	山林	418	418.76	418.76	-	
	8番3の一部	山林	山林	92	92.50	65.77	-	
	8番4	公衆用道路	公衆用道路	138	138.05	138.05	-	
	8番5	用悪水路	用悪水路	34	34.24	15.15	-	
			用悪水路			5.92	-	
			公衆用道路			13.17	-	
8番6	山林	山林	162	162.07	162.07	-		
8番7	公衆用道路	公衆用道路	89	89.91	89.91	-		

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名及び住所	登記申請受付年月日 及び受付番号
野原 義則 富山県砺波市庄川町金屋3539番地 3	昭和60年9月17日 第2136号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

所在	地番	地目		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
		公簿	現況	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
富山県南砺市利賀村岩渕字久保平	713番の一部	田	原野	野原義則	富山県砺波市庄川町金屋3539番地 3	富山県	富山県富山市新総曲輪1番7号	使用貸借権
富山県南砺市利賀村岩渕字見田地	8番4	公衆用道路	公衆用道路			南砺市	富山県南砺市荒木1550番地	使用貸借権
	8番5	用悪水路	用悪水路			富山県	富山県富山市新総曲輪1番7号	使用貸借権
			用悪水路			富山県	富山県富山市新総曲輪1番7号	使用貸借権
			公衆用道路			富山県	富山県富山市新総曲輪1番7号	使用貸借権
	8番7	公衆用道路	公衆用道路			南砺市	富山県南砺市荒木1550番地	使用貸借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和6年11月6日

